

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

須賀川市

市税につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税され、そのうち、償却資産については、事業を行っている方からの申告に基づき課税されます。
つきましては、この手引をお読みいただき、期限までに申告されますようお願ひいたします。

1 申告すべき資産

申告しなければならない資産は、令和8年1月1日現在須賀川市に所在する事業用の償却資産です。

固定資産税が課せられる償却資産とは

- ① 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産です。
 - ② 減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。
 - ③ 資産の種類としては、貸借対照表の「有形固定資産」に計上される「構築物」、「機械装置」、「車両・運搬具」、「工具器具備品」等に分類される資産です。
- ※償却資産の種類、内容等については、3～5ページをご覧ください。

(1) 初めて申告される方、又は事業内容や資産に大きな変更があった方の場合

- 申告すべき資産全てを申告してください。

(2) 前年度までに須賀川市へ償却資産の申告をしている方の場合

- 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加した資産及び減少した資産を記入して申告してください。
- 資産の増加、減少等がない場合は、備考欄の「資産の増減なし」にチェックし申告してください。

2 提出書類

●：提出いただく書類

提出書類	償却資産申告書 (償却資産課税台帳) 第26号様式〔緑色〕	償却資産種類別明細書 (増加資産・全資産用) 第26号様式別表1〔緑色〕	償却資産種類別明細書 (減少資産用) 第26号様式別表2〔朱色〕
事業所区分			
初めて申告する事業所	●	●	
令和7年度 償却資産課 税台帳に登 録されてい る事業所	全資産を申告する場合	●	●
	増加資産と減少資産がある場合	●	●
	増加資産があり、減少資産がない場合	●	●
	増加資産がなく、減少資産がある場合	●	●
	修正、又は訂正がある場合	●	●
	増加資産と減少資産がない場合	●	
申告する資産がない事業所	●	※1	

※1 申告書の備考欄の「該当資産なし」にチェックし申告してください。（2ページ「7 その他」参照）

- 記入例は10～13ページをご覧ください。

債却資産申告書を、独自の様式（コンピュータ打ち出し含む）で提出する事業所は、市から送付した申告書に印字された取得価額を確認のうえ、市で送付した申告書も必ず添付してください。

3 申告書の提出期限

令和8年2月2日（月）

※ 期限が近くなると窓口が混雑しますので、早めに提出くださるようご協力ください。

※ 申告書を郵送される方で控えに受領印が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

4 申告義務及び申告義務違反

● 申告義務（地方税法第383条）

毎年1月1日現在で事業用の償却資産を所有している方は、その資産について所定の事項を記載して、その資産が所在する市町村長に1月31日までに申告しなければなりません。

● 罰則（地方税法第385条・第386条及び須賀川市税条例第75条）

正当な理由なく申告されない場合、又は虚偽の申告をされた場合は、地方税法及び須賀川市税条例により罰則規定の適用を受けることがあります。また、資産を本来申告すべき年度に申告されなかつた場合には、過去に遡って課税されるほか、その不足税額に対する延滞金を徴収されることがあります。

5 実地調査（地方税法第353条・第408条）

申告書の受理後、地方税法第353条（質問検査権）及び第408条（実地調査）に基づき、お問い合わせや資料の提供依頼及び実地調査を行うことがありますので、その際はご協力を願いいたします。

また、上記の調査等に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけではなく、資産の取得時期に応じて遡及します。

6 債却資産に係る固定資産税の計算

申告いただいた資産全体の課税標準額（詳細は6ページ）の合計額に対し、1.4%の固定資産税が賦課されます。（ただし、地方税法第351条により、課税標準額の合計額が150万円未満となる場合は課税されません。）

なお、地方税法の規定により、固定資産税においては非課税の措置もありますのでご注意ください。

【課税標準額の特例措置や非課税措置について、詳しくは8ページをご覧ください。】

7 その他

- 台帳整理のため、廃業解散等の場合はその年月日を備考欄に記入してください。また、申告すべき資産がない場合は備考欄の「該当資産なし」にチェックし申告書を提出してください。
- 書き方に疑問等がある方は、税務課（詳細は14ページ）にお問い合わせいただくか、申告書、資産台帳等をお持ちのうえ、市役所へお越しください。

※ 太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。以下の表をご参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

申告が必要となる方

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電をしているかいないかにかかわらず、償却資産として申告の対象になります。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電しているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人	住宅や土地に設置した太陽光発電設備を事業の用に供している場合は、償却資産として申告の対象となります。発電出力10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となりますので申告が必要です。

※ 家屋（建物）の取扱い

所得税・法人税（国税）の申告をする際は、家屋（建物）を償却資産として取扱いますが、固定資産税（地方税）における償却資産とは、1ページに記載のとおり“土地、家屋以外で事業の用に供することができる資産”です。そのため、家屋として固定資産税を賦課されるものは、償却資産申告書に記載しないようご注意ください。

※ 自動車の取扱い

大型特殊自動車は、償却資産としての申告が必要です。

小型特殊自動車については、固定資産においての申告は不要ですが、軽自動車税の申告（登録）が必要です。（公道走行の有無は問いません。）

申告する資産の区分

資産の種類		資産の区分			申告を要するもの	
1 構築物	建物附属設備（構築物の欄に記入）	家屋の所有者以外の方が付設し、その事業に供している場合	【事例】内装、作成、簡易間仕切り、給排水・衛生設備、冷暖房設備等（詳細は5ページ参照）	平成16年3月31日以前に付設し、家屋に付合しているもの		
		家屋の所有者自らが付設し、その事業に供している場合		上記以外のもの	●	
	【事例】ソーラーパネル（屋根材一体型及び個人余剰売電用を除く）、路面舗装及び砂利敷き（駐車場、構内）、駐輪場、門、塀、側溝、水槽、広告塔、煙突、橋、井戸、コンクリート土留、その他土地に定着する土工施設、庭園、緑化施設、簡易建物（プレハブ）等可動なもの等			家屋として固定資産の評価対象となるもの		
				上記以外のもの	●	
2 機械及び装置	【事例】工作機械、土木建設機械（ブルドーザー等）、各種産業機械及び装置				●	
3 船舶	主な定けい場所が須賀川市であるもの 【事例】ボート、ヨット、水上バイク等				●	
4 航空機	主な定置場所が須賀川市であるもの 【事例】飛行機、ヘリコプター、グライダー等				●	
5 車両及び運搬具	自動車税、軽自動車税（オートバイ・小型特殊自動車、農業用作業自動車等を含む）の対象となる車両					
	上記以外のもの（大型特殊自動車、各種運搬具） ※道路運送車両法施行規則第2条別表第1		【大型特殊自動車事例】ロードローラー、タイヤローラー、ショベルローダー、グレーダー、ホイルクレーン等	大型特殊自動車（公道を走行する場合） ○ナンバープレート登録分類番号 ・建設用：0、00～09、000～099 ・建設用以外：9、90～99、900～999 ※ナンバープレートがないものも申告対象	●	
6 工具、器具及び備品	【事例】ドリル、マイクロメーター、机、椅子、ロッカー、事務用機器、テレビ、応接セット、陳列ケース、貸し衣裳、厨房用具、その他事業用備品				●	
	生 物	鑑賞用、興行用その他これらに準ずる用に供される生物			●	
		上記以外のもの				
	美術品等	美術的・歴史的価値が高いもの（時の経過により価値が減少しないもの）				
		複製品・装飾的なもの（時の経過により価値が減少するもの）			●	
		令和2年1月1日以降新たに減価償却することとしたもの			●	
少額資産	個人	平成11年1月1日以後に取得した資産	耐用年数1年未満または、取得価額10万円未満◆	国税取扱い（取得事業年度の必要経費）		
			取得価額10万円以上20万円未満◆	国税取扱い（3年間一括償却）		
				国税取扱い（減価償却）	●	
			取得価額20万円以上	国税取扱い（減価償却）	●	
	法人	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	耐用年数1年未満または、取得価額10万円未満◆	国税取扱い（取得事業年度の損金算入）		
				国税取扱い（3年間一括償却）		
				国税取扱い（減価償却）	●	
			取得価額10万円以上20万円未満◆	国税取扱い（3年間一括償却）		
				国税取扱い（減価償却）	●	
			取得価額20万円以上	国税取扱い（減価償却）	●	
償却済資産	地方税法（固定資産税（償却資産税））においては、使用している、又は使用する予定があるものについては、耐用年数が経過した資産について、取得価額の5%相当額が残存価格として残ります。				●	
簿外資産	固定資産台帳に記録されていないが、事業の用に供することができるもの 【事例】メーカーから贈与された看板、ネオンサイン、緞帳その他				●	
遊休資産	一時的に稼働停止しているが、事業の用に供する目的で所有している資産				●	
建設仮勘定で経理している建設中の資産	事業に使用している部分				●	
少額リース資産 (平成20年4月1日以降取得の資産)	事業に使用されていないもの					
少額リース資産 (平成20年4月1日以降取得の資産)	ファイナンス・リース（割賦販売、所有権留保）による資産で取得価額が20万円未満のもの					
無形減価償却資産	ファイナンス・リース（割賦販売、所有権留保）による資産で取得価額が20万円以上のもの				●	
たな卸資産	【事例】特許権などの権利、コンピュータソフトウェア等					
有価証券	将来の生産活動や販売活動のために保有している資産					
繰延資産	税法上の有価証券					
劣化資産	その支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの					
	生産設備の一部ではないが、一体となって繰返し使用され、数量的に減耗し、質的に劣化する資産					

◎ 移動性、又は可動性償却資産は、1月1日を含む主な定置場が須賀川市に所在するものが申告対象となります。

◆ 貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供した資産を除く。

業種別の課税対象償却資産の例示

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
農業	ビニールハウス、農耕用車輛（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容業、美容業	ペーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
アパート経営	駐車場舗装、駐輪場、看板、門、フェンス、エアコン、外灯、物置、太陽光発電設備等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー、喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラー、ボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印刷業	各種印刷機、電子製版機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帶鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
売電事業	ソーラーパネル、接続ユニット、パワーコンディショナー、電力量計、ケーブル、架台、蓄電池等

建物付属設備における家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の建築設備（家屋と一体となって効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税における取扱いでは家屋と償却資産を区分して評価します。

家屋と設備の所有者が同じ場合、以下のものは償却資産として評価します。

- 独立した機器としての性格の強いもの（受変電設備等）
- 特定の生産又は業務の用に供されるもの（工場の動力源である電気設備等）
- 取り外しが容易で別の場所へ自在に移動できるもの（簡易間仕切り、ルームエアコン等）
- 屋外給排水設備、屋外電気設備、屋外ガス設備

家屋の所有者と異なる者（賃貸人）が貸しビル・貸し店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床、壁、天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	太陽光発電設備	法人及び個人事業用の設備（概ね 10kW 未満の個人余剰売電用の設備を除く）		○		○
		家屋と一体となっているもの	○			○
		受変電設備		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等（配線、配管を含む）		○		○
	中央監視設備	設備一式（配線、配管を含む）		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外の証明設備（照明器具、配線、配管）		○		○
	電力引込設備	屋内の証明設備（照明器具、配線、配管）	○			○
	動力配線設備	引込開閉器盤及び屋外の配線		○		○
		特定の生産又は業務用動力配線設備（動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、配線、配管等）		○		○
	電話設備	上記以外の設備	○			○
		電話機、交換機等の機器		○		○
		上記以外の設備（配線、配管）	○			○
	LAN 設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		上記以外の設備（配線、配管）	○			○
給排水衛生設備	インターфон設備	集合玄関機等		○		○
		上記以外の設備	○			○
	監視カメラ（ITV・CCTV）設備	平成 31 年 1 月 1 日以降取得したもの	○			○
		受像機（テレビ）、カメラ		○		○
		上記以外の設備（アンテナ、ブースターアンプ、分配器、整合器等）	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備（屋内の給排水設備）	○			○
空調設備	給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器、事業用ボイラ、公衆浴場の本釜等）		○		○
		中央式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備（屋内設備）	○			○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
	消火設備	消火器、避難器具、ホース、ノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、ドレンチャース設備、スプリンクラー設備等	○			○
その他の設備等	空調設備	ルームエアコン（壁掛け型）、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備等		○		○
		上記以外の設備	○			○
	運搬設備	気送子、搬送機、垂直連続搬送機、工場用ベルトコンベア等		○		○
		気送管設備、エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等	○			○
	厨房設備	事業用の設備一式（飲食店、百貨店、ホテル、寮、病院、社員食堂等）		○		○
		上記以外の設備（キッチンユニット）	○			○
	洗濯設備	事業用の設備一式（飲食店、百貨店、ホテル、寮、病院、社員食堂等）		○		○
		上記以外の設備	○			○
外構工事	外構工事	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、CD プレーヤー、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、劇場照明設備、劇場スクリーン、金庫室内装、夜間金庫、ゴミ処理設備、メールボックス、簡易間仕切（衝立）、カーテン、ブラインド、避難器具、集合郵便受等		○		○

※ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。

評価額の計算方法

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、所有している償却資産1件ごとに賦課期日（1月1日）の決定価格（評価額）を算出します。

なお、償却資産（固定資産税）における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。耐用年数に応じた減価率は7ページの表をご参照ください。

前年中に取得した資産（初年度）	前年前に取得した資産（2年度目以降）
評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 × 1 / 2)	評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

- ※ 取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引き取り運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業のように供するために直接要した費用を含む）をいいます。
- ※ 消費税の取扱いについては、国税において、税込処理をしている場合は税込価額を、税抜処理をしている場合は税抜価額をそれぞれ取得価額としてください。
- ※ 「固定資産評価基準」別表第15の減価率を用います。（7ページ参照）
- ※ 評価額が取得価額の5%よりも小さくなった場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

税額の計算方法

$$\text{税額 (100円未満切捨て)} = \text{課税標準額 (1,000円未満切捨て)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

課税標準額とは、令和8年1月1日現在に須賀川市内に所在する償却資産の評価額の合計（決定価格）で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

地方税法の規定により課税標準額の特例（固定資産税の軽減措置）の適用がある場合には、評価額に特例率を乗じた価額が課税標準額となります。

特例の適用がない場合には評価額がそのまま課税標準額となります。

また、課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

【計算例】

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和8年度評価額	合計
舗装路面（駐車場） (アスファルト舗装の場合)	令和7年10月	3,000,000	10年	0.206	$3,000,000 \times (1 - 0.206 \times 1 / 2) = 2,691,000$ (円) (令和8年度評価額)	$3,205,265$ (円) (令和8年度評価額)
コピー機	令和6年7月	1,000,000	5年	0.369	$1,000,000 \times (1 - 0.369 \times 1 / 2) = 815,000$ (円) (令和7年度評価額) $815,000 \times (1 - 0.369) = 514,265$ (円) (令和8年度評価額)	

課税標準の特例の適用がないため、評価額=決定価格=課税標準額=3,205,265 (円)

課税標準額の1,000円未満を切捨て、税率1.4% (100分の1.4) をかけます→ $3,205,000 \times 0.014 = 44,870$ (円)

100円未満を切捨て→44,800 (円) (税額)

中古資産の耐用年数について

中古資産の耐用年数は下記のとおり計算してください。

- 法定耐用年数の全部を経過した中古資産
その中古資産の法定耐用年数の100分の20に相当する年数
- 法定耐用年数の一部を経過した中古資産
その法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の100分の20に相当する年数を加算した年数、例えば、法定耐用年数30年の構築物で建築後12年を経過したもの取得した場合の残存耐用年数は20年となります。

$$(計算式) \quad (30年 - 12年) + (12年 \times 20 / 100) = 20.4年 \rightarrow 20年$$

なお、計算した年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切捨てた年数とし、その計算した年数が2年に満たない場合には、2年をその残存耐用年数とします。

耐用年数に応ずる減価率表・減価残存率表

（「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成）

耐用年数	減価率 (α)	減価残存率		耐用年数	減価率 (α)	減価残存率	
		前年中 ($1 - \alpha/2$)	前年前 ($1 - \alpha$)			前年中 ($1 - \alpha/2$)	前年前 ($1 - \alpha$)
				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

課税標準の特例と非課税

○ 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法本法附則第15条等に規定する一定の要件に該当する償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている方は、申告書と合わせて添付書類を提出してください。

※ 申告書の「11 課税標準の特例」欄の有に○を付けてください。

課税標準の特例が適用される償却資産の例

適用条項	対象資産	関係法令及び対象者	取得年月	適用期間	特例率	添付書類等
地方税法 第349条の3 第2項	ガス事業用資産	ガス事業法第2条第5項及び第6項 地方税法施行令第52条の2 一般ガス事業者 簡易ガス事業者	S64.1.2 以降	10年度分	5年度分 1 / 3 その後 5年度分 2 / 3	ガス事業法に基づく許可の写し等
地方税法附則 第15条 第2項	汚染水又は廃液 の処理施設 ごみ処理施設 一般廃棄物の最 終処分場 産業廃棄物の処 理施設 除害施設	水質汚濁防止法第2 条第2項又は第3項	R6.4.1 から R8.3.31 まで	期限なし	1 / 3 (わがまち 特例)	特定施設設置(使用、変更)届出 書の写し等
		廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第8 条第1項			1 / 2	一般廃棄物処理施設設置許可申 請書の写し等
		廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第15 条第1項			2 / 3	
		下水道法第12条第1 項又は第12条の11 第1項			1 / 3	産業廃棄物処理施設設置許可書 の写し等
					4 / 5 (わがまち 特例)	除害施設新設等届出書の写し等
地方税法附則 第15条 第25項 1号	再生 可 能 エ ネ ル ギ ー 発 電 設 備	太陽光発電設備	R6.4.1 から R8.3.31 まで	3年度分	2 / 3 (わがまち 特例)	再生可能エネルギー事業者支援 事業費補助金交付決定通知書の 写し等
		風力発電設備			1 / 2 (わがまち 特例)	再生可能エネルギー電気の利用 の促進に関する特別措置法に基 づく認定許可の写し等
		地熱発電設備				
		バイオマス発電 設備				
地方税法附則 第15条 第43項	中小企業等経営強化法 に規定する認定先端設 備等導入計画に基づき 取得した生産性向上に 資する一定の機械・装 置等	中小企業等経営強化 法第2条第14項及び 第53条第2項	R7.4.1 から R9.3.31 まで※	3年度分	1/2 (雇用者給 与等支給額 が1.5%以上 増加するこ とを計画内 に記載した 場合)	先端設備等導入計画に係る認定 申請書の写し、認定書の写し、工 業会等による仕様等証明書の写 し等
				5年度分	1/4 (雇用者給 与等支給額 が3%以上増 加すること を計画内に 記載した場 合)	※R7.3.31までに取得された資産 については、税務課までお問い合わせ ください。

※ 上記以外にも対象となる資産がありますので、詳しくは地方税法、各省庁ホームページ等をご覧ください。

○ 非課税となる償却資産

地方税法第348条および同法附則第14条に規定する一定の要件に該当する償却資産については、固定資
産税が課税されません。該当する資産を所有されている方は、税務課までお問い合わせください。

※ 申告書の「10 非課税該当資産」欄の有に○を付けてください。

電子申告（eLTAX／エルタックス）について

市では、インターネットを利用した電子申告システム（eLTAX／エルタックス：地方税ポータルシステムの呼名）による申告を推奨しています。償却資産申告についても電子申告ができますので、ぜひご利用ください。

～償却資産の申告は電子申告が便利です～

- 手続きは自宅やオフィスから
自宅やオフィスからインターネットを通じて簡単に手続きができます。
- 受付窓口の一元化
複数の地方公共団体への申告について、申告データ等から提出先を判断してそれぞれの地方公共団体へ送信します。（ただし、電子申告システムサービスを開始している団体に限ります。）
※ 申告データ等は、提出先ごとに作成する必要があります。
- 申告書等の作成をサポート
無料の eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）を eLTAX ホームページから提供しています。PCdesk では、住所、氏名などの項目の自動入力や税額の自動計算などさまざまな作成支援機能を提供しています。また、紙の申告書等と同じイメージで作成できるようにしています。市販されている税務・会計ソフトウェアなどと連携することもできます。

詳細については、eLTAX のホームページをご確認ください。（<http://www.eltax.lta.go.jp>）

● eLTAX の利用手続きについてのお問い合わせ

eLTAX のホームページをご覧いただとか、または eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせください。

- ・ eLTAX ホームページ お問い合わせ
(<http://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>)
- ・ eLTAX ヘルプデスク
受付時間：月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
(土曜日、日曜日、休祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く)
電話：0570-081459
03-6745-0720（上記の電話番号でつながらない場合）

【申告書記入例】

太枠の中は必ず記入してください。

<p>受付印</p> <p>あらかじめプリントされている場合、法人は代表者氏名、個人は屋号があればそれを記入してください。</p> <p>*「資産の種類」等、詳しくは3~5ページをご覧ください。</p> <p>1. 構築物 路面舗装(駐車場、構内)、門、塀、側溝、水槽、広告塔、煙突、橋、井戸、コンクリート土留、その他土地に定着する土工施設等、簡易建物、簡易間仕切り、動力配線等</p> <p>2. 機械及び装置 工作機械、土木建設機械(ブルドーザー等)、各種産業用機械及び装置等</p> <p>5. 車両及び運搬具 大型特殊自動車(ロードローラー、ラインマーカー等)</p> <p>6. 工具、器具及び備品 ドリル、マイクロメーター、治具、机、椅子、ロッカー、計算機等事務用機器、テレビ、応接セット、陳列ケース、貸衣装、厨房用品、観賞用等の生物、その他事務用備品等</p>	<p>年月日 須賀川市長</p> <p>○○県○○市○○町○番地○ (電話 123-456-7890)</p> <p>株式会社○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ (屋号)</p>	<p>令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 住 所 (又は納税通 知書送付先)</td> <td style="width: 10%;">3 個人番号又 は法人番号</td> <td style="width: 10%;">8 短縮耐用年数の承認 有・無</td> </tr> <tr> <td>2 氏名 (法人にあつ てはその名 称及び代表 者の氏名)</td> <td>4 事業種目 (資本金等の額)</td> <td>9 増加償却の届出 有・無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 事業開始年月</td> <td>10 非課税該当資産 有・無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 この申告に応答す る者の係及び氏名 経理担当○○ (電話 123-456-7890)</td> <td>11 課税標準の特例 有・無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 税理士等の氏名 税理士法人 (電話 123-456-7890)</td> <td>12 特別償却又は圧縮記帳 有・無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>14 青色申告 有・無</td> </tr> </table> <p>※ 所有者コード 提出用</p> <p>第二十六号様式(第十四条関係)</p> <p>15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 (1) △△町△△番△△</p> <p>16 借用資産 (有・無) ○○リース</p> <p>17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家</p> <p>18 備考(添付書類等) 資産内容: <input checked="" type="checkbox"/> 資産増減あり <input type="checkbox"/> 資産増減なし <input type="checkbox"/> 該当資産なし <input type="checkbox"/> 廃業</p> <p>控返送: <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 封筒なし <input type="checkbox"/> 控返送なし 処理日:</p>	1 住 所 (又は納税通 知書送付先)	3 個人番号又 は法人番号	8 短縮耐用年数の承認 有・無	2 氏名 (法人にあつ てはその名 称及び代表 者の氏名)	4 事業種目 (資本金等の額)	9 増加償却の届出 有・無		5 事業開始年月	10 非課税該当資産 有・無		6 この申告に応答す る者の係及び氏名 経理担当○○ (電話 123-456-7890)	11 課税標準の特例 有・無		7 税理士等の氏名 税理士法人 (電話 123-456-7890)	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無			13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法			14 青色申告 有・無
1 住 所 (又は納税通 知書送付先)	3 個人番号又 は法人番号	8 短縮耐用年数の承認 有・無																					
2 氏名 (法人にあつ てはその名 称及び代表 者の氏名)	4 事業種目 (資本金等の額)	9 増加償却の届出 有・無																					
	5 事業開始年月	10 非課税該当資産 有・無																					
	6 この申告に応答す る者の係及び氏名 経理担当○○ (電話 123-456-7890)	11 課税標準の特例 有・無																					
	7 税理士等の氏名 税理士法人 (電話 123-456-7890)	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無																					
		13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法																					
		14 青色申告 有・無																					
<p>記入する必要はありません。 ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は入力してください。</p>																							

【種類別明細書（増加資産用・減少資産用）記入例】

【増加の場合】

令和8年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）									
所有者コード			所有者名						
株式会社○○○○○			1枚のうち		1枚目				
行番号	資産種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	(イ) 取得価額	(ロ) 減価残存率	(ハ) 価額	※課税標準の特例
01	1		舗装路面（駐車場）		1571	10億 3000 000 10		10億 3000 000 10	1 2 3 4 1/1取得
02	2		バックホー		1575	1500 000 5		1500 000 5	1 2 3 4
03	6		コピー機		1567	1000 000 5		1000 000 5	1 2 3 4 申告漏れ
18						5500 000		5500 000	
注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。									

下記の資産の種類に対応する1~6の数字を記入してください。
 1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品

- 下記の増加事由に対する1~4の数字を○で囲んでください。
 1. 新品取得
 2. 中古品取得
 3. 移動による受入れ
 4. その他

資産を実際に取得した年月を記入してください。
 なお、年号については、下記の年号に対応する数字を記入してください
 3. 昭和 4. 平成 5. 令和
 ※1月1日に取得した資産は、摘要欄に「1/1取得」と記入してください。
 ※過年度分の申告漏れがあった場合は、摘要欄に「申告漏れ」と記入してください。

当該資産の取得価額を記入してください。
 なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。
 また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

【減少の場合】

令和8年度 種類別明細書（減少資産用）									
所有者コード			所有者名						
株式会社○○○○○			1枚のうち		1枚目				
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分
01	2		バックホー		14204	1000 000 5		1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 (株)△△△へ売却	
02	6		コピー機		14305	500 000 5		1 2 3 4 1 2 □□□支店へ移動	
03	6		パソコン		14255	300 000 4		1 2 3 4 1 2 2台のうち1台除却	
18						1800 000			
減少の事由及び区分に該当する数字を○で囲んでください。									

※注意

減少資産とは、償却資産を売却・廃棄などによってその形状が無くなったものをいいます。

なお、簿外に振替えられた資産であっても現に事業の用に供している場合は減少資産とはなりません。

- 当該資産について、次のような事項を記入してください。

- ① 課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例:法第349条の3第2項)

- ② 東日本大震災等の災害による代替資産特例については、その旨の表示(例:代替資産)

- なお、新規で特例の適用を受ける場合は別途申告が必要です。詳しくは税務課までお問い合わせください。

- ③ 割賦販売資産等、法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等

- ④ 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示

- ⑤ 増加償却を行っている資産についてはその旨の表示

- ⑥ その他、当該資産の価額の決定にあたって必要な事項(非課税該当資産等)

提出先・お問い合わせ先

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135 番地

須賀川市 税務課 固定資産税係

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

電話：0248-88-9125 (直通)

ファックス：0248-94-4564

ホームページ：<https://www.city.sukagawa.fukushima.jp>

電子メール：zeimu@city.sukagawa.fukushima.jp

※ 申告書の受付は税務課です。

市内の他の施設では受付していません。

税務課へお越しいただくか、郵送での提出、または、eLTAXでの電子申告をお願いいたします。